

## 介護保険法に基づく行政処分について

### 1 処分対象事業者

法人（開設者）名等	合同会社 青葉 代表社員 坂田 友代
法人の所在地	高知県高知市桜井町二丁目 6 番 34 号

### 2 処分対象事業所

事業所名	ふれあいセンター青葉
事業所の所在地	高知県高知市桜井町二丁目 6 番 34 号
サービスの種類 及び指定年月日	訪問介護（平成 20 年 4 月 27 日） 第 1 号訪問事業（平成 30 年 4 月 1 日）
事業所番号	3 9 7 0 1 0 3 3 3 3

### 3 処分の内容

指定の一部の効力停止（新規利用者受入停止）

### 4 指定の一部の効力停止期間

6 か月間（令和 3 年 2 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで）

### 5 指定の一部の効力を停止する理由

法第 77 条第 1 項第 3 号（人員基準違反）に該当

法第 77 条第 1 項第 4 号（設備基準及び運営基準違反）に該当

法第 77 条第 1 項第 5 号（人格尊重義務違反）に該当

法第 77 条第 1 項第 6 号（不正請求）に該当

法第 77 条第 1 項第 7 号（虚偽の報告）に該当

法第 77 条第 1 項第 8 号（虚偽の答弁）に該当

法第 115 条の 45 の 9 第 6 号（指定事業者が上記の違反をした場合）に該当